

陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

本署に付  
陸軍省  
陸軍部  
陸軍省  
陸軍部  
陸軍省  
陸軍部

田	田
田	田
田	田

# 駐屯地慰安所規定

昭和十八年五月二十六日  
駐屯地司令部



目

次

第一章

總則

第二章

經營

第三章

衛生

第四章

雜則及其他

駐屯地慰安所ニ關スル規定

第一章 總則

第一條 本規定ハ駐屯地慰安所ニ關スル必要ナル事項

第二條

慰安所ハ日本軍人軍屬ニ於テ使用スルヲ本則ト  
スルモ軍人軍屬ノ使用ニ支障ヲ與ヘサル限度ニ  
於テ左記各項ヲ嚴守ノ上當分ノ中「マシダレ」在  
位ノ日本人ハ二四三〇以降ニ限り特ニ登樓ヲ許可  
ス從ツテ二四三〇以前ニ於ケル立入りハ之ヲ嚴禁ス

左記

1. 軍人軍屬ノ遊興ヲ妨害セサルコト
2. 規則ニ違反シ又ハ風紀ヲ紊スル如キ行爲ヲナサルコト
3. 登樓時刻以前ニ於ケル豫約ヲ嚴禁ス

料金ハ總テ將校ノ額トス

前各項違背者ニ對シテハ許可證ヲ引上ケ爾後  
之ヲ禁止スル外其ノ行爲ノ如何ニ據リテハ其ノ商社  
ハモトヨリ日本人全部ヲ禁止スルコトアルヘシ

但シ奧地等ヨリノ來渡者ニシテ右ノ時間以降ニ登樓  
シ得サル特別ノ事情アルモノニ限り日本人會長ハ自己  
ノ責任ヲ以テ其ノ都度豫定時間資格氏名等ヲ  
記入セル證明書ヲ本人ニ交付シ之ヲ樓主ニ明示スルニ依  
リ開業時間内適宜登樓スルコトヲ得

### 第三條

本規定ニ將校トアルハ准士官見習士官及高等文官  
同待遇囑託ニ又下士官トアルハ判任文官同待遇囑  
託同雇員ニ兵トアルハ待遇ヲ定メサル囑託同雇員  
及傭人ニ適用ス

### 第四條

慰安所ニ於ケル軍紀風紀及非違行爲取締リハ  
巡察將校又駐屯地司令部娛樂係將校下士官ヲ以テ

日本人命  
村田八郎

在在府

ノ行

二

上

三

ノ

# 第五條

ヲ行フヲ本則トス  
慰安所使用日ハ下士官兵ニマリテハ各隊外出日

# 第六條

慰安所ニ出入スル下士官兵ハ外出証ヲ有スルモノニ限り  
且ツ部隊ノ規定セル部隊標識及階級章ヲ附スル  
モノトシ慰安所内ニ掲示シテ注意事項ヲ嚴守スル  
モノトス

# 第七條

慰安所ニ於テ營業者又ハ慰安婦ヨリ不當ノ取扱ヲ  
受ケルカ或ハ金錢等ノ強要ヲ受ケタル場合ハ直チ  
ニ其旨ヲ所屬隊長ヲ經テ駐屯地司令部ニ報告  
スルモノトシ如何ナル場合ト雖モ殴打暴行等所爲  
ナルカラス

# 第八條

慰安所内ニ於テ規定ヲ履行セザル者ハ直チ其  
使用ヲ禁止スルノミナラス駐屯地會報ヲ以テ嚴

告知シ要スルハ當該部隊ノ使用ヲ一時停止スルコトアリ

## 第二章 經營

第九條 慰安所ニ於ケル料金ハ軍ノ定允軍票ニ依ルモノト

シ其他ノ物品ヲ以テナスコトヲ得ス

第十條 慰安所ノ使用時間及ヒ料金ハ別紙第一ニ據ルモ

狀況ニ依リ変更スルコトアリ

第十一條 慰安所經營者ハ各慰安婦室ノ入口並ニ見易キ箇所

ニ水札ヲ以テ慰安婦ノ姓名及合不合格ヲ揭示シ置

クセトス

第十二條 設備費及患者ノ治療費ハ總テ經營者ノ負擔トスル

モ營繕ニ關スル簡單ナル設備ハ軍ニ於テ實施スルコ

トアリ

第十三條 經營者ハ其ノ月ノ賣上高ヲ翌月五日迄別紙第三

第十四條

ノ様式ニ據リ駐屯地司令部ニ提出スルモノトス  
貨物廠等ヨリ交付ヲ受クハキ調味品類其他ノ  
必需品ハ所要ノ月前ニ駐屯地司令部ニ請求スル  
モノトス

第三章 衛生

第十五條

慰安所ニ必ス消毒所ヲ經營者ニ依リ設置スル  
モノトス

第十六條

消毒所ノ消毒設備ハ灌水器具ニ萬倍ノ過リ消毒液  
ヲ滿タシ置クモノトス

第十七條

サツク(星校亮)ヲ使用セサル者ハ遊興セシノサルモ  
ノトス

第十八條

遊興者及其ノ相方ハ毎回消毒所ニ於テ確實ニ消毒  
ヲ行フモノトス

第十九條

慰安婦ノ健康ニ就イテハ經營者ハ特ニ注意シ營業  
開始前慰安婦ヲシテ軍ノ實施スル一般身體検査  
及局部検査ヲ受ケシムルモトス

第二十條

每週一面慰安婦ノ身體検査ヲ實施シ其ノ程度依  
リ左ノ如ク區分シ其ノ証票ヲ慰安婦ニ所持セシムルモ  
トス

左記

合格  
不合格

營業ヲ許可セラレタル者  
休業スヘキ者

第二十一條

經營者(慰安婦)ハ軍人軍屬ヨリ每週検査成績  
ノ提示ヲ要求セザレタル時ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第四章 雜則及其他

第二十二條 管理部隊別紙第三慰安所注意事項ヲ營業



第三十三條

所ニ揭示スルモノトス  
慰安婦、他出立際ニテハ經營者ノ証印アル他出証  
ヲ携行セシムルモノトス

別紙第一

慰安所使用時間及遊興料金表

備考	將校		下士官		兵		區分
	商社関係使用者は規定第2條ヲ嚴守スルモノトス	至	自	至	自	至	自
八		二	一	一	七	一	間
〇		〇	〇	〇	〇	〇	
	泊	五	四	三	遊興時間		
	リ	十分	十分	十分			
	八	三	二	一	遊興料金		
	〇	〇	〇	〇			
	〇	〇	〇	〇			

別紙第三

自	區分	將校	下官	兵	計	備考
年月日	遊興人員					現在スル慰安婦名ヲ本欄ニ記入スルモノトス
慰安所	實上高					
報告	摘					
慰安所名	要					
經營者氏名						

別紙第三

慰安所ニ於ケル軍人軍屬其他使用者ノ守ル可キ

注意事項

- 一 大日本帝國軍人軍屬及日本人タル事ヲ自覺シ其威信ヲ失墜スルカ如キ行為ヲナサハルコト
- 二 特ニ防諜ニ注意スルコト
- 三 慰安所ニ於テ使用スル通貨ハ「ルビ」又ハ「ドル」軍票タルハキコト
- 四 料金規定料金表ヨリ現金ニ豫支拂ヒタル後遊興ヲナスハキコト
- 五 過度ノ飲酒者ハ遊興セサルコト
- 六 従業員(慰安婦ヲ含ム)ニ對シ粗暴ノ振舞ヲナサハルコト
- 七 「ザツク」(屋敷膏)ヲ必ス使用シ確實洗滌ヲ行ヒ性病予防ヲ完全テラシムルコト
- 八 規定ノ時間ヲ嚴守スルコト

昭和 年 月 日

駐屯地司令部





軍事極秘



マ駐度第五十四號



マングレー 駐屯地勤務規定



第29號

之通覽


新編月表 一月... 一九一五年一月一日

駐屯地司令 十年一月二日

マシタレ 駐屯地勤務規程五十四號

マシタレ 駐屯地勤務規程制定件上達

マシタレ 駐屯地諸部隊殿

マシタレ 駐屯地勤務規程制定本所 通訓定 昭和三十二年

一月十一日ヨリマシタレ施行

進部

マシタレ 駐屯地勤務規程制定(本所第〇〇号) 昭和三十二年一月十日限之ヲ廢止ス

本規程ノ聖旨ヲ受ケル駐屯地外ニ移動セントスルキハ  
以テ本規程ヲ司令部ニ返納スルシ

昭和三十二年一月二日

マシタレ 駐屯地司令官 粕谷 留吉



軍指定軍准指定食堂慰安所

種目	店名	販賣種目	定休日	摘要
軍指定飲食店	戰友食堂	日本料理	一〇二六	晝間營業
同	宮川食堂	同	八三三	同
同	マダレー食堂	支那料理	一三三八	夜間、宴會、ミス
同	菊屋食堂	日本料理	五二〇	營業時間 自一九〇〇至二四〇〇
同	寶塚食堂	同	一一二六	同
軍准指定飲食店	慶芳酒家	支那料理	九二四	晝間、營業
同	昭和製菓	菓	子一五三〇	同
同	進軍餅屋	餅	三二八	同
同	瓦城園	喫茶	一一三六	同

軍指定 慰安所	同	同	同	同	同	軍指定 慰安所	同	同	同	同
樓名	梅乃家	萬來家	東亞俱樂部	朝日俱樂部	菊園	樂天地	ビルマ館	喜樂莊	新緬館	同
國籍別定休日	内地人 八日 三日	廣東人 一二六	半島人 三六	同 五〇	同 九二四	ビルマ人 五三〇	同 二三二八	同 一一六	同 八三三	同
摘要	將校慰安所								ビルマ兵補専用	



